

奈良県障害者芸術祭開催等事業委託仕様書

1. 業務名

奈良県障害者芸術祭開催等事業

2. 業務目的

障害のある人となない人が、ともに美術、音楽、身体表現等の創作活動を行う場を設定することにより、お互いの交流、気づき、出会いの機会を創出するとともに、障害のある人がもつ芸術的才能を掘り起こし、より一層の社会参加の促進を図り、障害のある人となない人の「つながり」を深める取り組みを実施する。

また、障害のある人の芸術・文化活動への参加促進を図るためには、障害特性を理解し、かつ、芸術・文化に関する専門知識・技術をもった指導・支援者の確保が必要であることから、これらを養成し、指導・支援が可能な者及び指導・支援を必要とする障害のある人等への必要な情報提供を行う。

3. 業務内容

○奈良県障害者芸術祭開催事業

(1) 障害者芸術祭プレプロジェクトの実施

- ①障害者芸術祭に先立ち、県内の障害のある人と障害のない人が、美術・音楽・身体表現など様々な分野において、共に創作活動を行うことにより「つながり」を広めながら作品を制作することが可能な取り組みとすること。
- ②美術・音楽・身体表現など様々な分野のアーティストが、障害のある人と関わることにより、障害のある人の技術・能力の向上等を図るとともに、これまで気づけなかった芸術的能力の掘り起こしを図ることが可能な取り組みとすること。
- ③完成した制作品を障害者芸術祭に展示するなど、障害者芸術祭本体事業との連続性、関係性をもたせた事業展開とすること。

(2) 障害者芸術祭の開催

- ①上記プレプロジェクトで取り組んだ成果を県内2箇所程度で巡回展示開催すること。また、障害のある人となない人の「つながり」を広げるために、開催日、開催場所等を含め提案を行うこと。
- ②開催期間中、できるだけ多くの県民に本事業を知ってもらい、来場してもらえる様な取り組みの工夫を行うこと。

(3) 障害者芸術祭（プレプロジェクト含む）の県民への周知

- ①本事業に参加する障害のある人及び障害のない人の募集にあたっては、特定の者に限られることがないよう、幅広く情報提供・情報発信を行うための周知方法等の工夫を行うこと。
- ②本事業の内容等については、事業に参加する者のみならず、広く県民全体に情報提供・情報発信を行うための周知方法等の工夫を行うこと。

(4) 障害者アートボランティア人材バンク運営事業との連携

- ①下記、人材バンク運営事業において養成した指導・支援者が、障害者芸術祭（プレプロジェクト含む）に参画する機会の創出を図ること。

(5) その他

- ①本事業の概要について、事業実施後も県民や関係者等に情報提供・情報発信できるよう、事業内容及び結果等を写真や映像等を使い、わかりやすくまとめて県へ提出すること。
- ②上記（1）～（3）の内容以外に、本事業のテーマに沿った内容で、本事業の効果を向上させるために必要な取り組みがあれば、付加して提案すること。

○障害者アートボランティア人材バンク運営事業

- (1) 障害のある人の芸術・文化活動の指導・支援が可能な者の養成
障害のある人の芸術・文化活動に興味のある人たちに対して、障害特性の理解及び障害のある人の芸術・文化活動に関する研修等を実施することにより、活動を指導・支援する者の養成を図ること。
- (2) 障害のある人の芸術・文化活動の指導・支援が可能な者及び指導・支援を必要とする障害のある人等への情報提供
養成した指導・支援者及び芸術・文化活動の指導・支援を必要とする障害のある人等に対して必要な情報提供を行うことにより、両者が関わりを持ち、指導・支援を行うことのできる機会を創出すること。

4. 委託予定金額

予算額8,300千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度とする。

〔内訳〕 奈良県障害者芸術祭開催事業 7,600千円

障害者アートボランティア人材バンク運営事業 700千円

5. 提出書類等

本件受託者は、本業務受託決定後、下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 本件受託者は業務着手に先立ち、県担当者との協議・調整のうえ、業務実施計画書、その他必要と認める書類を提出すること。
- (2) その他、県が指示する書類。

6. 議事録作成

本件受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため県担当者との協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、県の確認を受けなければならない。

7. 秘密の遵守

本件受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8. その他事項

(1) 再委託について

原則として、本件業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 仕様変更

本件受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県との協議のうえ、承認を得ること。

(3) その他

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県との協議すること。

別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。